

諫早市監査委員告示第15号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年11月24日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和3年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R3	前期 定期	総務部	総務課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、敷地使用料の納入期限が使用開始後に設定されており、敷地使用料が使用前に納入されておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年8月4日	諫早市行政財産の使用料徴収条例に基づき、適切な事務処理の周知徹底を課内で図った。また、例規の確認を今一度行うように周知した。
R3	前期 定期	総務部	秘書広報課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市契約規則第34条によると、履行が完了したときは、その旨の届出書を契約の相手方に提出させなければならないと規定されているが、届出書が提出されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年6月11日	履行完了届出書の提出について、諫早市契約規則に基づき提出するよう契約の相手方及び課内職員に対し周知徹底を図った。
R3	前期 定期	総務部	秘書広報課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市役所市政記者室管理等業務委託契約書によると、委託金の支払月を定めており、第2期分は令和2年7月に支払うものとする規定されているが、9月に支払われている事例が見受けられた。</p> <p>については、支払事務について契約書に基づき適正に行われたい。</p>	令和2年8月26日	支払遅延が判明した令和2年8月26日に、速やかに支払処理を行い、課内会議において定期的に複数人での進捗確認体制を整える改善措置を行った。令和3年度(前期)定期監査結果報告において当該支払遅延に対する指導があったことから、改めて課内で契約書に基づく適正な事務処理の徹底を周知した。
R3	前期 定期	政策振興部	文化振興課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものと規定されているが、敷地使用料の納入期限が、調定の日から20日を超えた任意の日を設定されており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年8月20日	納入通知書に記載する納入期限について、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R3	前期 定期	政策振興部	文化振興課	<p>【指導事項】</p> <p>備品管理記録票において、単価及び取得価格又は見積価格欄が未記載となっており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、適切な備品の管理を行われたい。</p>	令和3年8月20日	備品購入時に作成する備品管理記録票に、購入価格を漏れなく記入するよう、課内職員に対し周知徹底を図った。
R3	前期 定期	政策振興部	美術・歴史館	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市美術・歴史館条例施行規則第7条によると、専用を許可したときは、諫早市美術・歴史館施設専用許可書を交付すると規定されているが、使用料の納入を確認した後、専用許可書を交付している事例が見受けられた。</p> <p>については、専用許可に係る事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年8月1日	施設専用許可申請・許可書発行・使用料納付を速やかに完結するよう改めるとともに、課内で受付事務改善について確認を行い、諫早市美術・歴史館条例及び同規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。

令和3年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R3	前期 定期	政策振興部	美術・歴史館	<p>【指導事項】 諫早市会計規則第8条によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、使用料の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。 については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年8月1日	課内で受付事務改善について確認を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R3	前期 定期	政策振興部	美術・歴史館	<p>【指導事項】 諫早市美術・歴史館条例第6条によると、専用の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を専用の許可を受けた際に納入しなければならないと規定されているが、使用料の納入が専用許可の前に行われている事例が見受けられた。 については、徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年8月1日	施設専用許可申請・許可書発行・使用料納付を速やかに完結するよう改めるとともに、課内で受付事務改善について確認を行い、諫早市美術・歴史館条例及び同規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R3	前期 定期	市民生活環境部	環境政策課	<p>【指導事項】 諫早市会計規則第8条によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、し尿収集車庫使用料が任意の日で調定されている事例が見受けられた。 については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年8月4日	行政財産の目的外使用許可の調定日について、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適切な事務処理の周知徹底を図った。
R3	前期 定期	市民生活環境部	環境政策課	<p>【指導事項】 契約事務に関し、次の事例が見受けられた。 ① 諫早市契約規則第34条及び第37条第6項によると、履行の届出、検査について定められているが、履行完了の届出書及び検査調書が作成されていない事例。 ② 諫早市契約規則第21条第1項第1号によると、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴しなければならないと規定されているが、予定価格が3万円を超えているにもかかわらず、1人の者から見積書を徴している事例。 ③ 諫早市事務決裁規程別表第2によると、工事以外の契約で設計額500万円未満の契約方法の決定の専決者は課長で、契約管財課長合議(修繕工事については130万円、その他のものについては30万円を超えるものに限る。)と規定されているが、契約管財課長への合議がなされていない事例。 については、契約事務について規則等に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年8月4日	<p>①現在契約中の当該業務委託について、直ちに検査調書を作成し、点検報告書について書面による事務処理を行うとともに、業務委託の履行確認について、課内会議を行い、諫早市契約規則に基づく適切な事務処理の周知徹底を図った。 ②、③業務委託について、課内協議を行い、諫早市契約規則及び諫早市事務決裁規程に基づく適切な事務処理の周知徹底を図った。</p>

令和3年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R3	前期定期	市民生活環境部	環境政策課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市家庭用生ごみ処理機器購入費補助金において、補助対象経費に長期保証料を含む場合と含まない場合があり、補助対象経費の取り扱いが異なる事例が見受けられた。については、補助金の交付事務について適切に行われたい。</p>	令和3年8月4日	他市の算出方法等を調査し、今後は対象経費に長期保証料を含まない取扱いを行うこととした。補助対象経費の可否について、特に判断が必要な場合、事務取扱者は上司等に速やかに相談し、課内で統一した見解を持つことで、事務改善に努める。
R3	前期定期	市民生活環境部	人権・男女参画課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第27条第3項によると、収入命令権者は、過誤納金を還付するときは、納入義務者に対し過誤納金還付通知書により通知しなければならないと規定されているが、男女共同参画推進センター使用料の過誤納金の還付において、納入義務者に対し、過誤納金還付通知書による通知が行われていない事例が見受けられた。については、会計事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年6月29日	諫早市会計規則に規定する過誤納金還付通知書の様式を定めていなかったため、令和3年6月29日付けで様式を定めるとともに、課内会議を行い、適正な会計事務の処理について周知徹底を図った。
R3	前期定期	市民生活環境部	消費生活センター、市民相談室	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市男女共同参画推進センター及び消費生活センター管理運営業務委託契約書によると、委託金の支払月を定めており、第2期分は令和2年7月に支払うものとする規定されているが、9月に支払われている事例が見受けられた。については、支払事務について契約書に基づき適正に行われたい。</p>	令和2年8月26日	前払い金の支払い遅延が判明した令和2年8月26日に、速やかに支払処理を行い、課内会議において支払月のシステム管理と複数人での確認体制とする改善措置を講じた。令和3年(前期)定期監査結果報告において支払遅延に対する指導があったことから、課内で改めて契約書に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R3	前期定期	商工振興部	産業誘致課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市市民の館条例第20条第3項によると、食堂の使用料は、毎月末日までに翌月分を納入しなければならないと規定されているが、使用料の納期限が誤っている事例が見受けられた。については、徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年9月10日	使用料の納期限について、課内協議を行い、諫早市市民の館条例に基づく適正な事務処理を行うよう課内職員への周知徹底を図るとともに、年度当初の事務処理メモを作成し、人事異動等による事務処理漏れがないよう対策を講じるなどした。
R3	前期定期	商工振興部	産業誘致課	<p>【指導事項】</p> <p>調定事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、諫早中核工業団地工業振興会館敷地の一部使用料の調定が任意の日で行われている事例。</p> <p>② 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、長崎県電源立地地域対策補助金の調定が任意の日で行われている事例。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和3年9月10日	<p>①使用料の調定日について、課内協議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理を行うよう課内職員への周知徹底を図るとともに、調定起案の際には、使用許可の決裁文書を添付するなどの措置を講じた。</p> <p>②補助金交付決定後の調定日について、課内協議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理を行うよう、また、交付決定及び変更通知がある毎に調定を起票するよう課内職員へ周知徹底を図った。</p>